

## 県理事会

4月25日(木)

議長 金副理事長

### ○ 理事長挨拶

今回の理事会は通常総会を控え、平成30年度事業報告(案)及び令和元年度事業計画(案)並びに令和元年度事業協議で十分ご審議願いたい。山形税務署員による軽減税率制度についてご講話をいただき、ありがとうございました。



### ○ 山形税務署員の講話

#### 軽減税率制度について

10月に消費税率10%引き上げに伴い、山形税務署員による軽減税率制度の講話を聴講しました。実施時期は令和元年10月1日。税率は標準税率10%(消費税7.8%、地方消費税2.2%)、軽減税率(消費税6.24%、地方消費税1.76%)。軽減税率の対象品目は酒類・外食を除く食料品、週2回以上発行される新聞(定期購読)。



### ○ 協議

第1号議案 平成30年度事業報告(案)及び収支決算見込額について  
第2号議案 県遊協及び県遊防協の令和元年度事業計画及び収支決算見込額について  
第3号議案 県不正防止対策委員会の平成30年度事業報告(案)及び収支決算見込額について  
第4号議案 県不正防止対策委員会の令和元年度事業報告(案)及び収支決算見込額について  
第5号議案 県不正防止対策委員会の令和元年度事業報告(案)及び収支決算見込額について

- 第1号議案 平成30年度事業報告(案)及び収支決算見込額について
- (1) 県遊協及び県遊防協の平成30年度事業報告(案)並びに収支決算見込額
- (2) 県不正防止対策委員会の平成30年度事業報告(案)及び収支決算見込額
- (3) 県不正防止対策委員会の令和元年度事業報告(案)及び収支決算見込額

(案)並びに予算(案)について

第3号議案 県遊暴追協の令和元年度事業計画(案)及び予算(案)について

第4号議案 県不正防止対策委員会の令和元年度事業計画(案)及び予算(案)について

第5号議案 次回理事会の開催(案)について日時  
令和元年5月28日(火) 午後1時から

協議事項は、全て可決。  
参考 全国理事会 5月17日(金)

○ 報告  
全国理事会(4/19)の報告について

#### 【決議事項】

○ 2019年度通常総会資料(議案等)の検討について

1. 「総会宣言」  
ここ数年、遊技人口の減少による市場規模の縮小等、ホールを取り巻く大変厳しい経営環境の中、ファンが手軽に遊技が出来る環境を提供するため、様々な施策を取り組んでいますが、昨年は、特にパチンコ・パチスロ遊技に関する依存問題について社会的責任を果たすべく様々な対応に真摯に取り組んだところであります。そのような中、昨年、ギャング等依存症対策基本法が成立し、従来よりも増して我々に対して大変厳しい目が行われることとなり、パチンコ・パチスロ遊技に関する依存問題について、これまで以上に強化することと、今年も引き続き、最重要課題として検討することとします。

2. 「総会スローガン」  
(1) 業界団体と連携を図り、各種施策をより強力に推進しよう。

(2) 手軽で快適に遊技が出来る遊技環境を提供し、ファンへの回復・拡大を推進しよう。

(3) 高コスト体質から脱却し、安定したホール経営を確立しよう。

(4) 地域社会に根差した意義ある社会貢献活動を積極的に推進しよう。

3. 総会開催日時・場所・総会祝賀パーティー  
2019年6月20日(木) 午後3時30分より  
シナガワグース TKPガーデンシティ品川  
1階 「ボールルーム イースト」  
総会祝賀パーティー 午後5時45分から

○ 旧規則機の取扱いについて

1. 提案理由  
改正規則の施行日からすでに1年余が経過したことを踏まえ、健全なばちんこ営業に向けて、旧規則機のうち検定・認定の有効期間を満了した遊技機の撤去を業界全体として推進するために提案するものである。

2. 旧規則機の取扱いについては、平成31年4月26日付け県遊協発出文書のとおり。

○ 2020年度第30回全国パチンコ・パチスロファン感謝デーの実施について

- 1. 名称は「第30回全国パチンコ・パチスロファン感謝デー」
- 2. 開催日は、11月21日(土)、22日(日)、23日(祝日)の3連休を開催日
- 3. セット価格は、前回同様に「組合員価格…8万円、非組合員価格…8万8千円」
- 4. セットのコース数は、6コースを上限
- 5. ファン感謝デーの告知宣伝は、タレントや著名人などの起用は禁止し「パチロー」のみを起用

○ 第14回社会貢献大賞・最終審査ノミネート賞  
組合員ホール部門 山形県遊技業協同組合  
有限会社 徳宮商事

おめでとうございます。  
詳しくは、受賞後にお知らせします。

○ 安心パチンコ・パチスロードバイザー講習会の臨時開催について  
令和元年5月31日(金) 午後1時30分～組合会議室

## 財務委員会

4月25日(木) 午前11時から

議長 金村副理事長

### ○ 委員長挨拶

平成30年度収支決算見込額及び令和元年度収支予算(案)についてご審議いただきました。

### ○ 協議

- 山形県遊技業協同組合
- 山形県遊技業防犯協会
- 山形県遊技業暴力追放協議会
- 山形県不正防止対策委員会
- 平成30年度収支決算見込額及び令和元年度収支予算(案)について協議

○ 東北6県合同パチンコ・パチスロファン感謝デーの開催



2011年の東日本大震災から8年経過しましたが、未だ完全復興には至らず、多くの方が避難を余儀なくされていると  
 ところで、東北6県の遊技業界として、パチンコ・パチス  
 ロが初めての方、ファンの方、皆様に楽しんでいただくた  
 めに、7月13日(土)・14日(日)・15日(月・祝)の3日  
 間、「19東北6県合同パチンコ・パチスロファン感謝デー」  
 を開催します。  
 このイベントの収益は、社会福祉協議会や各県防犯協会、  
 連合会等の各団体への寄付、特殊詐欺被害防止用グッズ、  
 犯罪予防のための青色回転灯等の寄贈等、様々な形で社会  
 貢献活動を行う皆様へ還元しているところがございます。  
 イベントの趣旨をご理解の上、組合員ホールの皆様には、  
 是非セット及びギフト賞品の注文をお願いいたします。  
 セットの注文締切日は、5月16日(木)です。  
 共同購買事業者のサントリーブアレックジ賞品も是非ご購  
 入をお願いいたします。

○ 共同購買事業者へのご協力について  
 組合員ホールの皆様には、6月18日(火) 通常総会の時  
 にご説明いたしますが、  
 ヤクルト本社 東日本  
 サントリーブアレックジ  
 サン・ベンディング  
 ノバックス  
 サンライズ  
 ユーギシステム  
 ペンてる・大塚商会  
 等の共同購買事業者による事業収入が毎年低調でありま  
 す。組合員ホールの皆様には令和元年度は是非右記共同購  
 買事業者と契約していただきますようお願いいたします。

○ 受動喫煙防止対策について

改正健康増進法の施行に関する

4月26日に公表されました。

問 「壁・天井等によって区画されていること」との要件に  
 ついて、出入口の扉は必ずしも必要でなく、例えばカーテ  
 ンで仕切られていてよいか。

答 出入口の扉は、喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m毎  
 秒以上であれば必ずしも必要ではありませんが、その他の  
 部分は壁等により床から天井に達するまで区画されている  
 ことが必要です。

問 施設の中に吹き抜けの階段があるような場合も、フロア  
 を分ければ喫煙が可能となるのか。

答 たばこの煙が、喫煙をすることができるところから喫煙をし  
 てはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区  
 画されていることが必要であることから、吹き抜けの階段  
 があるような場合には対象となりません。

問 技術的基準の経過措置の対象となる「管理権原者の責め  
 に帰することができない事由」とは具体的に何か。

答 建築物等の構造上、新たにダクトを通すことが困難な場  
 合、ダクト工事に関する費用が多額にのぼる場合、ダクト  
 工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られ  
 ない場合等です。

問 技術的基準の経過措置とは、具体的にはどのような内容  
 か。

答 喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排  
 気するために必要な措置を講ずることにより、原則の技術  
 的基準(一般的基準)に適合した措置を講じた場合と同程度  
 にたばこの煙の流出を防止することができることとする  
 ことを求めています。

具体的には、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙  
 機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出さ  
 れた気体が室外(第二種施設等の屋内又は内部の場所に限  
 る。)に排気されるものであることをいいます。なお、室  
 外に排気された気体について、当該場所に設置された換気  
 扇等から効率的に排気できる工夫を講じてください。

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気に  
 おける浮遊粉じんの量が0.015mg/m<sup>3</sup>以下である  
 こと。

問 標識は、必要事項を記載していれば、施設の管理権原者が独  
 自に作成したものを掲示してもよいのか。

答 そのとおりです。

問 喫煙専用室等において、たばこの煙の流出を防止するための  
 技術的基準の経過措置を利用している場合、喫煙専用室設置施  
 設等標識等にはどのようなことを記載すればよいのか。

答 たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の経過措置  
 を利用していることがわかるよう、「脱煙装置を設置の上たば  
 この煙を十分に浄化し(喫煙専用室等の)室外に排気している」  
 旨を記載してください。  
 ※ なお「加熱式たばこ専用喫煙室の面積割合」については、記  
 載はございません。

【組合連絡】

1 健康増進法の一部を改正する法律の制定に伴う喫煙専用  
 室等の設置に係る構造及び設備の変更の取扱いについて  
 健康増進法の施行に伴い、第二種施設に該当する風俗営  
 業等の営業所のうち客室における喫煙専用室等の設置が  
 必要なものにあつては、次に掲げる要件の全てに該当す  
 る場合に限り、当該喫煙専用室等の設置は、風俗営業等  
 の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律  
 第122号。以下「法」という。)第9条第3項第2号(法律  
 第31条の23で準用する場合を含む。以下同じ。)として取り  
 扱ふこととする。

① 喫煙専用室等を仕切る壁等について、同室の内部が同  
 室の外側から容易に見通すことができるものであること  
 ② 喫煙専用室等の設置及び利用により客室内部の見通し  
 を妨げるおそれがないこと  
 ③ 喫煙専用室等の設置が、健康増進法の施行に伴うもの  
 であること

2 届出期間

法第9条第3項第2号に係る届出にあつては、風俗営業  
 等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭  
 和60年国家公安委員会規則第1号。以下「法施行規則」  
 という。)第20条第2項及び第88条第2項の規定に基づき、  
 同号に規定する変更があつた日から一月(当該変更が証  
 明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合に  
 あつては10日)以内になければならないとされている  
 ところ、前記1の取扱いにより喫煙専用室等を設置した  
 場合は、同規定のとおり届出をしなければならない。

問 ぱちんこ屋は第二種施設であり、ホールの屋外や駐車場等の  
 適当な場所を設置すれば喫煙が可能ではないのか。

答 パチンコ・パチスロ店は、第二種施設に該当し原則屋内禁煙  
 であるが、喫煙専用室等(紙たばこ・加熱式たばこ)設置可と  
 規定されている。屋外については、望まない受動喫煙防止のた  
 めの取組として、住宅街や、人が往来する場所等に十分配慮し  
 た上で、喫煙場所を設置する必要があります。